

受理官庁 UA	国営事業「ウクライナ知的所有権機関 (Ukrpatent)」 国家知的所有権機関	附属書 C UA
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ウクライナ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語, ロシア語 <sup>1</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	英語, ロシア語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか?	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁, 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) 又は国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」 国家知的所有権機関	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 <sup>2</sup> , 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) 又は国営事業「ウクライナ知的所有権機関(Ukrpatent)」 国家知的所有権機関	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: ウクライナ・リブニア (UAH), ユーロ (EUR) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料 <sup>3</sup>	UAH 2,600 又は同等の EUR 若しくは USD の額	
国際出願手数料 <sup>4</sup>	USD 1,453 又は同等の UAH 若しくは EUR の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>4</sup>	USD 16 又は同等の UAH 若しくは EUR の額	
調査手数料	附属書D (EP), (RU) 又は (UA) 参照	
優先権書類の手数料 <sup>3</sup>	UAH 800 に30枚を超える1枚につき UAH 10 又は同等の EUR 若しくは USD の額	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d)) <sup>3</sup>	UAH 200 又は同等の EUR 若しくは USD の額	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 この官庁は, 国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り, 管轄する。
- 3 この手数料は, 出願人すべてが発明者でもある場合, 90%減額され, 出願人すべてが非営利機関又は組織でもある場合, 80%減額される。両方の種類の出願人が行った出願について手数料を支払うとき, 出願人すべてが発明者又は非営利機関若しくは組織でもある場合, 手数料は80%減額される。
- 4 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

---

U A      国営事業「ウクライナ知的所有権機関  
(Ukrpatent)」 国家知的所有権機関 (続き)      U A

---

受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がウクライナに居住している場合 要，出願人がウクライナの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか？	弁理士として受理官庁に対して手続を行うことが登録されている者
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない

---